

「マイナ保険証」Q&A

Q1 「組合員証」や「組合員被扶養者証」は、令和6年12月2日以降、医療機関等で使えなくなりますか？

A1 経過措置が設けられているため、令和7年12月1日（被扶養者の場合、それより前に有効期限が到達する場合は、その期限）まで使用することができますが、それ以降は健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）で受診していただくこととなります。
 なお、マイナンバーカードを持っていない方や、マイナンバーカードを持っていても健康保険証の利用登録を行っていない方等には、健康保険証の代わりとなる「資格確認書」を交付します。
 ご本人の申請手続きは不要で、共済組合からお勤めの市町村等の共済組合事務担当課（総務課、職員課、人事課等）を経由して交付しますが、交付時期については、確定次第、お知らせする予定です。

Q2 組合員証等が有効な経過措置期間（R6.12.2～R7.12.1）に組合員証等を紛失した場合や、氏名を変更した場合、再交付を受けることができますか？

A2 令和6年12月2日以降、組合員証等の再交付は行いませんので、その場合は、「マイナ保険証」を使用してください。「マイナ保険証」を持っていない方には、健康保険証の代わりとなる「資格確認書」を交付します。
 いずれの場合も、お勤めの市町村等の共済組合事務担当課（総務課、職員課、人事課等）で手続きをお願いします。

Q3 令和7年3月末で退職予定のため、4月以降は任意継続組合員制度の加入を考えています。現在、持っている「組合員証」は4月以降も使えますか？

A3 お手元の組合員証は使用できなくなりますので、資格喪失後に共済組合へ返納いただき、4月以降は「マイナ保険証」をご使用ください。
 なお、任意継続制度加入時点で「マイナ保険証」をお持ちでない方には、健康保険証の代わりとなる「資格確認書」を交付します。
 来年度の任意継続加入手続きについては、令和7年2月頃、お勤めの市町村等の共済組合事務担当課（総務課、職員課、人事課等）を経由して、ご案内する予定です。

Q4 マイナンバーカードは持っていますが、健康保険証の利用登録を行っていません。どうすれば「マイナ保険証」として使えるようになりますか？

A4 マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、つぎの3つの登録方法があります。
 ① 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う。
 ② 「マイナポータル」から行う。
 ③ セブン銀行ATMから行う。
 ご不明な点は、[マイナンバー総合フリーダイヤル\(0120-95-0178\)](tel:0120-95-0178)へお問い合わせください。



マイナンバーカードの保険証利用についてもっと知りたい方はこちら

